

2021年6月4日

株主各位

会社名 Zホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 Co-CEO (共同最高経営責任者)
川邊 健太郎
(コード: 4689 東証第一部)

当社第26回定時株主総会の第1号議案に関する補足説明

本年6月18日(金)開催予定の当社第26回定時株主総会における第1号議案「定款一部変更の件」(以下「本件議案」といいます。)に関し、下記のとおり、補足説明いたします。

株主の皆様におかれましては、議決権行使にあたり下記ご一読の上、ご判断くださいますよう、お願い申し上げます。

記

当社は、昨年、株主総会会場へのご来場およびオンラインからのご出席のいずれにおいても議決権行使および質問等を可能とするいわゆるハイブリッド型のオンライン株主総会を開催しております。なお、昨年は、日本国内の多くの上場企業による株主総会において、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催時間を短縮しており、当社においても開催時間の短縮等を実施したうえで株主総会を開催し、ご来場およびオンラインでのご出席を通じて多数の質問が提出されました。短縮時間での開催であったにもかかわらず、ご来場の株主様からの質問に加え、オンラインで出席された株主様から提出されたすべての質問についても回答をすることができております。また、本年の定時株主総会において、株主総会の目的事項に関して提出いただきましたすべての質問につきまして、コーポレートサイトを通じて公開を予定しております。

本件議案をご承認いただいた後、完全オンライン株主総会を実施する際にも、こうした経験と施策を活かしながら、移動時間・費用など、会場に足を運びにくい株主の皆様の制約を取り除き、どなたでも平等にご参加いただける機会を提供することで、株主の皆様との対話がより有意義なものとなるように努めるとともに、対話における株主の皆様の利便性の向上を実現していきます。

また、本件議案は、当社が実施する完全電子化による株主総会が、株主の皆様の利益確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、改正法成立後に予定されている経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件としております。こうした制度を通じて、株主の皆様及び経営陣の間の有意義な交流の適切性について

¹ 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律が改正されること及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として完全オンラインの株主総会を開催することができる旨の定款変更議案

も十分な担保がなされるものと考えております。

当社グループは、情報技術のチカラで、すべての人に無限の可能性を提供する「UPDATE THE WORLD」をミッションに掲げており、完全オンライン株主総会につきましても、株主の皆様とのより有意義な対話の実現や利便性向上に資する限りこれに挑戦し、情報技術による未来創造の先駆者となっていきたいと考えています。コマースやインターネット広告、コミュニケーションサービス、金融サービスなどの事業面だけでなく、株主総会など会社組織の運営に関する分野においても、情報技術で社会の課題解決を牽引してまいりたく、こうした当社の取り組みを、ぜひご支援いただければ幸いです。

以上